

鳥取県革新的事業創出支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県革新的事業創出支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県内に所在する中小企業又はグループが革新的な製品・技術・サービスの開発を目指して行う研究開発等を支援することにより、新事業の創出や多角化、ビジネス形態の転換を推進するとともに、温室効果ガス削減など環境・エネルギー分野での事業化を促すことを目的に交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象者は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 次の要件を全て満たす者

- ア 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条に定める中小企業者であること。
- イ 鳥取県内に本店、支社、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有するとともに、鳥取県内において主体的に事業化に向けた調査・研究開発に取り組む能力を有すること。
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業(以下「風俗営業等」という。)を営む者ではないこと。
- エ 次の要件をいずれも満たすこと。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではないこと。
なお、個人事業主の場合は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
 - (イ) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(2) 次の要件を全て満たすグループ(本号のウは「産学共同プロジェクト」のみ必須)

- ア 事業の開始から終了するまでの間、前号のウ及びエを満たす2者以上で構成されており、かつ前号の要件を全て満たす者が1者以上含まれること。
- イ 当該研究グループの構成員の中から、前号の要件を全て満たす者を本補助金の申請・実績報告事務や専用口座による各種支払い事務、事務を統括しての管理運営等を行う代表企業として1者選定していること。
- ウ 鳥取県内に事務所を有し、研究開発等を実施する研究者が所属する大学・公設試等が1者以上含まれること。

本事業における大学とは、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置する大学をいう。

本事業における公設試等とは、国立高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、国及び地方公共団体の試験研究機関等、公益社団法人、公益財団法人、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、TLO(技術移転機関)、第三セクター(地方公共団体が出資又は出捐している一般社団法人及び一

般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに会社法法人（第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について（平成26年8月5日付総財公第102号自治財政局長通知））のことをいう。

また、次のいずれも満たす一般社団法人、一般財団法人は、公設試等を含む。

（ア）役員（理事・評議員等）に大学の役員、教職員や前記の公設試等の役員、職員及び地方公務員が複数含まれる。

（イ）定款等にもものづくり産業又は技術等の振興に資する目的や事業を定めている。

（補助金の交付）

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に取り組む前条に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、開発しようとする革新的な製品・技術・サービス等が、風俗営業等に該当する場合又は公序良俗に反すると認められる場合は、本補助金を交付しない。

2 本補助金の額は、別表2の第1欄に掲げる補助メニューの区分に応じて、補助事業に要する同表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第3欄に定める率を乗じて得た額以下（千円未満の端数は切り捨てる。）とし、上限は同表の第4欄に定める額とする。また、補助対象経費の額の下限は、同表の第5欄に定める額とし、事業実施期間は、同表の第6欄に定める期間とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、規則第5条の申請書に様式第1号による補助事業実施計画書及び様式第2号による補助事業収支予算書を添えて、産業未来創造課長が別に定める日までに別表3第3欄に掲げる者に提出して行うものとする。

（審査）

第6条 審査は鳥取県補助金等審査会（鳥取県革新的事業創出支援補助金審査会。以下「審査会」という。）において行う。

2 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置するものとする。

3 審査方法については、別に定める審査基準に従い、調査・研究開発の対象となる革新的な製品・技術・サービス等の内容及び調査・研究開発手法の妥当性等について審査を行う。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から90日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額を伴う変更

（2）交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

- 2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号とする。

(進捗状況報告の時期等)

第9条 補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、各年度の9月30日現在における補助事業の進捗状況を、当該年度の10月15日までに、様式第4号により知事に報告しなければならない。ただし、当該年度の9月30日までに補助事業を完了、中止又は廃止したときは、この限りではない。

- 2 補助事業者は、規則第17条第3項の規定による進捗状況を、各年度の翌年度の4月15日までに、様式第4号により知事に報告しなければならない。

(現地調査等)

第10条 知事は、前条第1項の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、指定した職員により現地調査をさせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

- 2 知事は、前条第2項の報告があったときは、指定した職員により現地調査等を行わせるものとする。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日までに行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び様式第2号によるものとする。

(補助金の支払い)

第12条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は補助事業者から次項の規定により、補助事業にかかる経費について補助金の概算払を請求されたときは、その内容を審査し、適切と認められる場合は、原則として鳥取県の一会計年度に1回に限り、交付決定額の範囲内で補助事業者が申請する額を支払うことができるものとする。
- 3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第7号及び様式第8号を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、第2項の規定による概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。
- 5 規則第20条第1項の申出は、様式第9号により行うものとする。

(財産の処分制限)

第13条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和

40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加の価格が30万円以上の財産
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 規則第25条第2項の規定による承認を受けるに当たっては、処分の事前に様式第10号により申請するものとする。

4 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(補助事業の報告等)

第14条 商工労働部長は必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況について報告又は発表をさせることができる。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

別表1(第4条関係)

1 補助事業の分野		2 補助事業の内容
対象分野	枠	
①次世代デバイス ②バイオ・食品 ③健康・福祉サービス ④まちなかビジネス ⑤コミュニティビジネス ⑥観光ビジネス ⑦農林水産資源ビジネス ⑧次世代サービス	一般枠	左記①～⑨に該当する事業において、革新的な製品・技術・サービスの開発、新事業の創出・ビジネス形態の転換等に向けた事業可能性調査、研究開発等を実施するもの
⑨環境・エネルギー	環境・エネルギー枠	

別表2(第4条関係)

1 補助メニュー	2 補助対象経費		3 補助率	4 補助金上限額	5 補助対象経費下限額	6 事業実施期間
	区分	内容				
調査支援型 新製品の開発、新サービスの提供、異業種への進出などの新たな取組に先立つ市場調査等の基礎的な調査研究に適用	1 原材料費	新商品の試作品の原材料・副資材の購入経費又は実験等に要する原材料・試薬・動植物等の購入費	3分の2	100万円	75万円	最長12か月
	2 ソフトウェア開発環境使用料	ソフトウェア開発に必要な開発環境の使用料(サーバー利用料等)				
	3 機器・設備使用料	機器・設備の借用又は機器・設備を有する外部施設等の利用に要する経費				
	4 委託費	実験・研究の外部委託に要する経費、新商品の試作品の品質・性能の評価の外部委託に要する経費又は試作品等の開発の外部委託に要する経費(県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合については、この限りでない。)				
	5 共同研究費	県内外の大学等と共同研究契約を締結して行う共同研究経費				
	6 外部専門家受入経費	補助事業者自らが新分野や新サービスに関する専門知識や、新商品開発のための技術的ノウハウ等を得るために行う、外部専門家の受入に要する経費(専門家への旅費・謝金、専門家を招いての従業員講習のための会場借上料等)				
	7 その他の経費	その他研究開発に必要と認められる経費(市場や技術の動向を調査するために参加・出展する展示会等の入場料・出展料、新サービスや異業種進出の可能性を調査するためのセミナー等の参加費、新サービスや新商品の消費者モニター調査等の協力者へ支払う旅費・謝金、職員旅費、文献等購入費、ニーズ調査や実験用の消耗品、通信運搬費、事務雑費など)				
一般枠、環境・エネルギー枠共通						

1 補助メニュー	2 補助対象経費		3 補助率	4 補助金上限額	5 補助対象経費下限額	6 事業実施期間				
	区分	内容								
研究開発支援型 【研究開発】 基礎的な調査研究を終え、その結果を踏まえ事業化に向けてより具体的に発展させた研究開発に適用	共	1 原材料費	新商品の試作品の原材料・副資材の購入経費又は実験等に要する原材料・試薬・動植物等の購入費	2分の1	500万円	500万円	最長24か月			
		2 ソフトウェア開発環境使用料及び購入費	ソフトウェア開発に必要な開発環境の使用料及び購入経費(サーバー利用料や開発に必要なソフトウェア購入経費など。取得金額30万円未満のものに限る。)					一般枠		
		3 機器・設備費	機器・設備の購入(取得金額30万円未満のものに限る)、借用、修繕、改修に要する経費又は機器・設備を有する外部施設等の利用に要する経費					環境・エネルギー枠		
		4 減価償却費	研究開発に供するため新たに購入する、取得金額30万円以上の機器・設備又はソフトウェアについて、補助事業実施期間中に発生する減価償却経費							
		5 委託費	実験・研究の外部委託に要する経費、新商品の試作品の品質・性能の評価の外部委託に要する経費又は試作品等の開発の外部委託に要する経費(県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が事前に認めた場合については、この限りでない)					3分の2	500万円	500万円
研究開発支援型 【産学共同プロジェクト】 県内中小企業者と県内大学・高専・公設試が連携して製品化・事業化を目指して新産業基盤技術を創出する産学共同プロジェクト ※県内大学・高専・公設試等との連携が必須	通	6 共同研究費	県内外の大学等と共同研究契約を締結して行う共同研究経費。	2分の1	1,000万円	1,000万円	最長24か月			
		7 外部専門家受入経費	補助事業者自らが新分野や新サービスに関する専門知識や、新商品開発のための技術的ノウハウ等を得るために行う、外部専門家の受入に要する経費(専門家への旅費・謝金、専門家を招いての従業員講習のための会場借上料等)					一般枠、環境・エネルギー枠共通		
		8 直接人件費	研究開発に直接従事する従業員、アルバイト等の研究開発に従事する時間分の給与、賃金 補助対象経費の配分は補助対象経費の合計の50%以内とする(ただし、補助事業の内容が情報通信技術関連の研究開発の場合は適用しない)。							
		9 産業財産導入費	必要な産業財産権を導入するための経費							
		10 その他の経費	その他研究開発に必要と認められる経費(市場や技術の動向を調査するために参加・出展する展示会等の入場料・出展料、新サービスや異業種進出の可能性を調査するためのセミナー等の参加費、新サービスや新商品の消費者モニター調査等の協力者へ支払う旅費・謝金、職員旅費、文献等購入費、ニーズ調査や実験用の消耗品、通信運搬費、事務雑費など)							

(注) 研究開発支援型において、補助対象経費区分5、6及び8は、それぞれ補助対象経費の50%以内とする。

別表3(第5条関係)

補助金交付申請書の提出先

1 補助メニュー	2 補助事業者の主たる事務所の所在地(注)	3 補助金交付申請書の提出先
調査支援型	鳥取市又は岩美郡若しくは八頭郡の町	鳥取県知事
	倉吉市又は東伯郡の町	中部総合事務所長
	米子市若しくは境港市又は西伯郡若しくは日野郡の町村	西部総合事務所長
研究開発支援型	県内全市町村	鳥取県知事

(注) 県外に主たる事務所をもつ者が、県内に設置する支社等で調査・研究開発を行う場合は、当該県内支社等の所在地と読み替える。

年度鳥取県革新的事業創出支援補助金事業計画書

実施主体の概要

- ・ 企業・団体名
- ・ 代表者職・氏名
- ・ 会社設立年月日
- ・ 本社住所（本社が県外の場合は県内の事業拠点の住所も併記すること）
〒

- ・ ホームページアドレス
- ・ 電話番号・ファクシミリ番号
- ・ メールアドレス（担当者）
- ・ 担当者職・氏名
- ・ 業種（組合の場合は種類を記載すること）
- ・ 資本金・出資金（千円）
- ・ 従業員数（人）
- ・ 過去2年間の業績

区分	売上高（千円）	営業利益（千円）
年 月期		
年 月期		

- ・ 主な株主と比率（%）
- ・ 主な取引先
- ・ 現在の事業の概要

（注）グループで申請する場合は、グループ構成員全員の概要を本様式により提出すること。

1 補助事業について

事業の名称（30文字以内で簡潔に）：	
事業の概要（200文字程度で簡潔に）：	
型	<input type="checkbox"/> 調査支援型 <input type="checkbox"/> 研究開発支援型（ <input type="checkbox"/> 研究開発 <input type="checkbox"/> 産学共同プロジェクト）
枠	<input type="checkbox"/> 一般枠 <input type="checkbox"/> 環境・エネルギー枠
対象分野	<input type="checkbox"/> ①次世代デバイス <input type="checkbox"/> ②バイオ・食品 <input type="checkbox"/> ③健康・福祉サービス <input type="checkbox"/> ④まちなかビジネス <input type="checkbox"/> ⑤コミュニティビジネス <input type="checkbox"/> ⑥観光ビジネス <input type="checkbox"/> ⑦農林水産資源ビジネス <input type="checkbox"/> ⑧次世代サービス <input type="checkbox"/> ⑨環境・エネルギー

- (注) 1 型は、「調査支援型」「研究開発支援型」のどちらかに、また「研究開発支援型」の場合は「研究開発」「産学共同プロジェクト」のどちらかに「レ」をすること。
2 枠は、「一般枠」「環境・エネルギー枠」のどちらかに「レ」をすること。
※「産学共同プロジェクト」は選択不要。
3 対象分野は、「一般枠」は①～⑧のいずれかに、「環境・エネルギー枠」は⑨に、「産学共同プロジェクト」は①～⑨のいずれかに「レ」をすること。

2 補助金申請額（円単位で記入）

(1) 調査支援型

_____ 円 × 2 / 3 = _____ 円（千円未満切捨）
※補助対象経費の合計額 ※上限額：100万円

(2) 研究開発支援型

A 一般枠

_____ 円 × 1 / 2 = _____ 円（千円未満切捨）
※補助対象経費の合計額 ※上限額：500万円

B 環境・エネルギー枠

_____ 円 × 2 / 3 = _____ 円（千円未満切捨）
※補助対象経費の合計額 ※上限額：500万円

C 産学共同プロジェクト

_____ 円 × 1 / 2 = _____ 円（千円未満切捨）
※補助対象経費の合計額 ※上限額：1,000万円

3 補助事業の期間

交付決定日から（12か月・24か月・（ ）か月）

※1 最長期間 調査支援型12か月 研究開発支援型24か月

※2 補助事業の期間は余裕をもって設定すること（期間を延長するときは、期間終了前に変更手続きが別途必要となる）。

イ 調査・研究の一部を外部企業に委託する時の委託内容

委託先企業名	所在地	委託内容

(注) 県外企業への委託費は原則として補助対象経費への計上は認められない。計上を希望する時は、県外発注理由書（様式第2号-2）に理由を記し、県の審査を受けこと。

ウ 専門機関との協力体制

専門機関名	役職・氏名	内 容

(注) 今回の調査・研究開発を実施するに当たり、共同研究をしたり、設備・器具を借用したり、技術や専門知識の指導等を受ける予定のある機関（大学、高専、県産業技術センター、県産業振興機構等）があれば記入すること。相手担当者が未定のときは「役職・氏名」欄は空白で可。

(5) スケジュール及び実施場所

実施項目	時期	実施する者	場所

(注) (3) で書いた研究内容をどんなスケジュールで実施するのか記入すること。

(6) 目標

5 事業化の見通し

(1) 事業化の時期 年 月頃 / 未定

(2) ターゲット

(3) 競合製品・サービスとの優位性、特許・実用新案・意匠権の有無等

(4) 流通経路・販売戦略・営業戦略

(5) 販売目標

(注) 調査支援型の申請をする場合、現時点での想定でよいので記入すること。

6 他の補助金の活用の有無

有 無

※1 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに「レ」をすること。

※2 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

7 添付書類

次に掲げる書類を各1部添付すること（添付したら□に「レ」をすること）。

(1) 全ての申請者が添付する書類

補助事業の収支予算書（様式第2号-1）

申請者の登記簿謄本（写しで可。個人事業主の場合は不要。）

申請者の直近2期分の決算書（写しで可。個人事業主の場合は確定申告書の写し。）

申請者の概要が確認できる書類（パンフレット、ホームページの写し等）

鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等）

補助対象経費の積算根拠となる見積書の写しや製品カタログの写し等

(2) 上記(1)に加え、グループで申請する場合に添付する書類

次の事項を定めたグループの会則、規約等及びそれらを制定した事実が確認できる設立総会の議事録写し等。

①代表企業 ②役割分担 ③経費負担 ④構成員の加入・脱退要件 ⑤グループ内のルール（補助事業で生じた知的財産権の帰属等）

(3) 補助対象経費に県外企業への委託費がある場合に添付する書類

県外発注理由書（様式第2号-2）

鳥取県革新的事業創出支援補助金収支予算(決算)書

1 収入の部

(単位：円)

	金額	備考
自己資金		
借入金		資金の調達先：
補助金		補助金上限・補助対象経費下限に注意 (千円未満切捨)
その他		
合計		補助事業に要する経費の合計と一致すること

2 支出の部

(単位：円)

経費区分	内容 (名称、単価、数量を記載、 委託費は委託先住所を記載)	補助事業に 要する経費	補助 対 象 費	備考
〇〇〇費				
〇〇〇費				
〇〇〇費				
その他の 経費	〇〇〇費			
	〇〇〇費			
	〇〇〇費			
合計				

- (注) 1 複数年度にまたがる場合は、年度ごとの資金計画を添付すること。(様式は任意)
 2 県外企業に発注する委託費があるときは、県外発注理由書にその理由を記載すること。(補助金交付申請、変更申請時のみ)
 3 「補助対象経費」欄には消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

県外発注理由書

経費区分	経費の内容	発注 事業者名	発注先 所在地	当該経費に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理 由、県外発注でなけ ればならない理由

様

鳥取県知事

年度鳥取県革新的事業創出支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で、申請のあった鳥取県革新的事業創出支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「 年度鳥取県革新的事業創出支援補助金」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

算定基準額	金	円
交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県革新的事業創出支援補助金交付要綱（令和3年4月1日付第202100004606号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事

様

住所
企業・団体名
代表者職氏名

年度鳥取県革新的事業創出支援補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた事業について、年 月 日現在の進捗状況を、鳥取県革新的事業創出支援補助金交付要綱第9条第 項の規定により、別紙のとおり報告します。

別紙（様式第4号）

1 補助事業の進捗状況

補助金等の名称	年度鳥取県革新的事業創出支援補助金
事業の名称	
型	<input type="checkbox"/> 調査支援型 <input type="checkbox"/> 研究開発支援型（ <input type="checkbox"/> 研究開発 <input type="checkbox"/> 産学共同プロジェクト）
枠	<input type="checkbox"/> 一般枠 <input type="checkbox"/> 環境・エネルギー枠
対象分野	<input type="checkbox"/> ①次世代デバイス <input type="checkbox"/> ②バイオ・食品 <input type="checkbox"/> ③健康・福祉サービス <input type="checkbox"/> ④まちなかビジネス <input type="checkbox"/> ⑤コミュニティビジネス <input type="checkbox"/> ⑥観光ビジネス <input type="checkbox"/> ⑦農林水産資源ビジネス <input type="checkbox"/> ⑧次世代サービス <input type="checkbox"/> ⑨環境・エネルギー
事業内容	①実施した内容 ②事業成果（ 年 月 日現在） ③今後の予定

（注）実施した内容について簡潔に記載すること。

2 予算の執行状況

（単位：円）

	算定基準額	交付決定額
交付決定		
前年度までの実績		
本年度の実績		
今後の執行予定		

（注） 1 実績報告書の収支決算書に準じた明細（任意の様式で可）を添付すること。

2 不要な欄は削除すること。

鳥取県革新的事業創出支援補助金事業報告書

1	事業の名称	
2	型・枠・対象分野の別	
3	事業期間 年 月 日～ 年 月 日	
4	今回実施した事業の内容	
5	事業内容の成果	
6	今後の事業化に向けた計画	

(注) 記載できない場合は、別途別紙に記載すること。

鳥取県知事

様

住所
企業・団体名
代表者職氏名

年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県革新的事業創出支援補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|-----|---|---|---|
| 1 | 補助金の確定額及び補助対象経費の額 | | |
| (1) | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| (2) | 補助対象経費の額 | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合） | | |
| | 1の(1) | | |
| | $(3 - 2) \times \frac{\quad}{1の(2)}$ | 金 | 円 |

※別紙として積算の内訳を添付すること。

鳥取県知事

様

住所
 企業・団体名
 代表者職氏名

年度鳥取県革新的事業創出支援補助金に係る概算払請求書

年 月 日付第 号により交付決定を受けた 年度鳥取県革新的事業創出支援補助金について、鳥取県革新的事業創出支援補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交 付 決 定 額	円
支 払 希 望 額	円
支 払 希 望 時 期	年 月 日
調査前概算払を希望する理由	
口 座 情 報	銀行名： 支店名： 種 別： 口座番号： ふりがな 口座名義：
添 付 書 類	様式第8号 資金収支計画書

資金収支計画書

実施項目	実施時期（年 月）

1 収入の部

(単位:円)

		金額	備考
自己資金			
借入金			
補助金	調査前概算払額		今回支払希望額と一致すること
	上記以外		
	小計		
その他			
合計			補助事業に要する経費の合計と一致すること

2 支出の部

(単位:円)

経費区分	内容 (名称、単価、数量を記載)	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	支払予定時期 (年 月)
〇〇〇費				
〇〇〇費				
その他の 経費	〇〇〇費			
	〇〇〇費			
合計				

(注) 交付決定を受けた様式第2号の補助金収支予算書に沿って記載すること。

年 月 日

鳥取県知事

様

住所
企業・団体名
代表者職氏名

年度鳥取県革新的事業創出支援補助金の支払に係る申出書

年 月 日付第 号による交付決定に係る鳥取県革新的事業創出支援補助金の支払について、鳥取県補助金等交付規則第20条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

（単位：円）

補助事業等の名称	
交付決定額	
支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額	
支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由	
添付書類	様式第8号 資金収支計画書

鳥取県知事 様

住所
企業・団体名
代表者職氏名

取得財産処分承認申請書

年度鳥取県革新的事業創出支援補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、鳥取県革新的事業創出支援補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり申請します。

記

品目及び取得年月日	
取得価格及び時価	
処 分 の 内 容	